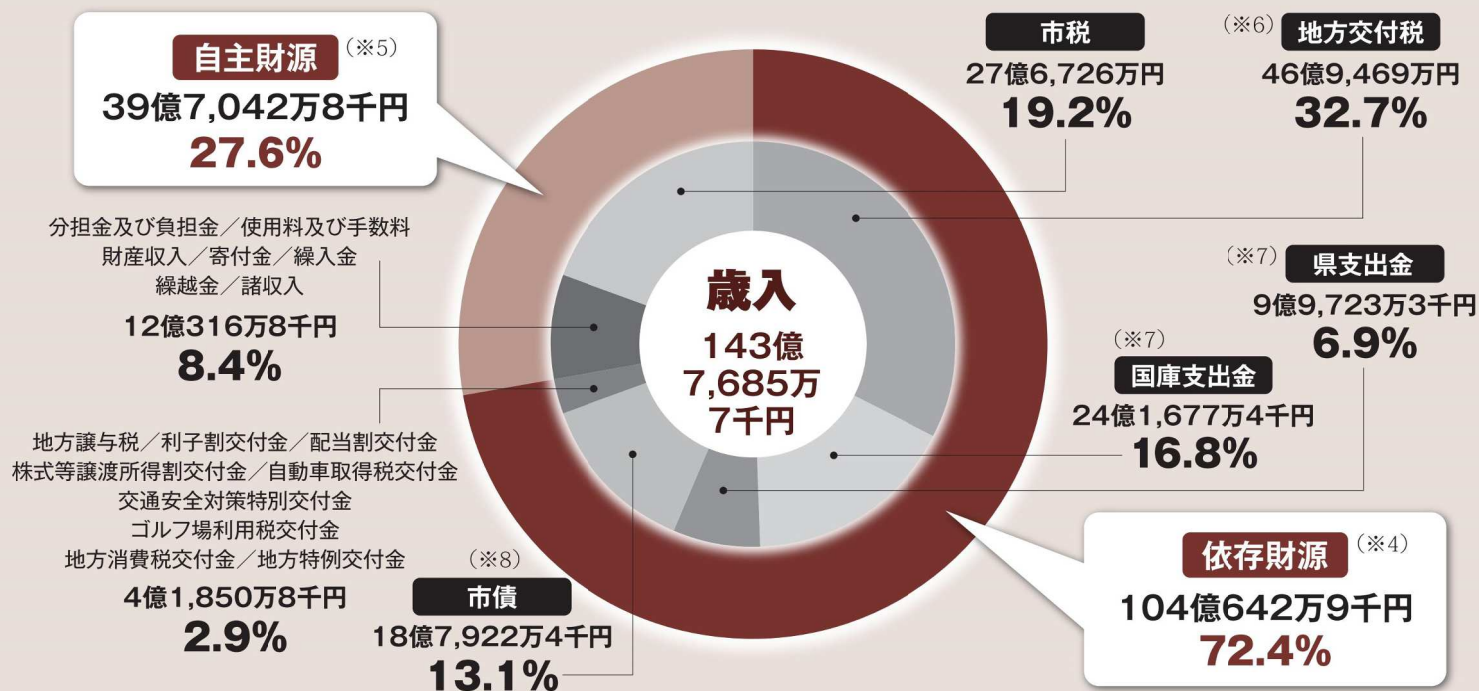




〔表2〕平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率 《単位：％》

	平成 25年度 比率	早期 健全化 基準	説 明
健全化判断比率			
実質赤字比率	—	13.92	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(※12)に対する比率
連結実質赤字比率	—	18.92	全会計を対象とした実質赤字等の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	20.3	25.0	一般会計等が負担する借金の償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	171.3	350.0	一般会計等が後年度に渡って負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	—	20	公営企業(水道等)の資金不足額の事業規模に対する比率

(注) 比率がーのところは、黒字の決算により数値が出ていません。
参考：実質赤字比率 0.34%の黒字、連結実質赤字比率 7.23%の黒字

財政健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、〈表2〉の四指標を用い自治体の財政健全性を判断、公表し、財政が破綻状態になる前に、早期に財政健全化に向けた取り組みを行うこととされています。

須崎市の場合、いずれの比率も、早期健全化基準を下回っています。また、前年と比較して実質公債費比率は0・3ポイント悪化したものの、将来負担比率は3・1ポイント改善しています。依然として、両指標とも高い数値となっており、今後も財政健全化に向けた取り組みを継続していく必要があります。

- 用 語 解 説
- ※1 一 般 会 計 地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を行うもの
 - ※2 特 別 会 計 特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計
 - ※3 普 通 会 計 地方財政統計上、統一的に用いる会計区分で、一般会計・住宅新築資金等貸付事業会計・バス事業会計・スクールバス会計を合わせ、繰入金などを調整したもの
 - ※4 依 存 財 源 国などから交付されたお金や、借りたお金
 - ※5 自 主 財 源 須崎市が自らの行政で得る収入
 - ※6 地 方 交 付 税 各自治体における財政力を公平にし、全国一律の行政水準を維持するために、国が交付するもの
 - ※7 国庫・県支出金 使途が定められて、国・県から交付されるもの
 - ※8 市 債 施設整備などのための須崎市の借金
 - ※9 扶 助 費 法律などにより、乳幼児・老人・障害者・生活保護者などに支給される経費
 - ※10 公 債 費 市債の返済金
 - ※11 投 資 的 経 費 道路・学校の建設など、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などが将来に残るものに支出される経費
 - ※12 標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの(須崎市の場合は、平成25年度で74億698万8千円)